

沖繩市観光危機管理計画

《概要版》

令和4年3月

沖 繩 市

1. 総則

(1) 本計画の目的

新型コロナウイルス感染症蔓延以前においては、沖縄県の入域観光客数は右肩上がりに増加しており、クルーズ船の就航などによるインバウンドの増加により、入域観光客数の増加が期待されていた。現在は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、入域観光客が減少に転じたが、アフターコロナにおいて、観光客の受入環境態勢を拡充させることで、今後の観光振興に寄与することが重要である。

沖縄市においては、第5次沖縄市総合計画において「都市像4：人と産業の成長を支え発展し続けるまち」のうち、基本方針1を「経済の活性化をけん引する観光を推進する」とし、新たな魅力となる観光資源の創出に取り組むとともに、安全で快適に観光を楽しむことができる環境づくりをすすめるとしている。

また、第2次沖縄市観光振興基本計画では、「世界にひらき活力あふれる国際文化観光都市」を重点目標に掲げ、「魅力的な観光資源を生かした観光振興」「社会情勢の変化に対応した観光振興」「戦略的な地域マネジメントによる観光振興」の3つの観光振興のあり方を設定するとともに、災害や感染症等の観光危機に対応できる体制構築に取り組むこととしている。

これらのことを踏まえ、観光産業に影響を与える台風、地震・津波、感染症等の観光危機に関し、事前の減災対策や危機発生時の避難誘導・安全確保、危機後の観光産業の早期復興等を迅速かつ確実に実施できる体制を構築し、安全・安心・快適な観光地づくりを推進することを目的に沖縄市観光危機管理計画を策定する。

(2) 本計画の性格

本計画は沖縄市観光の危機管理に関する総合的な基本計画で、「沖縄市地域防災計画」及び「沖縄県観光危機管理基本計画」に基づき、観光危機管理対策の「基本方針」を整理しており、行政、沖縄市観光物産振興協会、その他観光関連団体・観光関連事業者等の活動の指針となるものである。

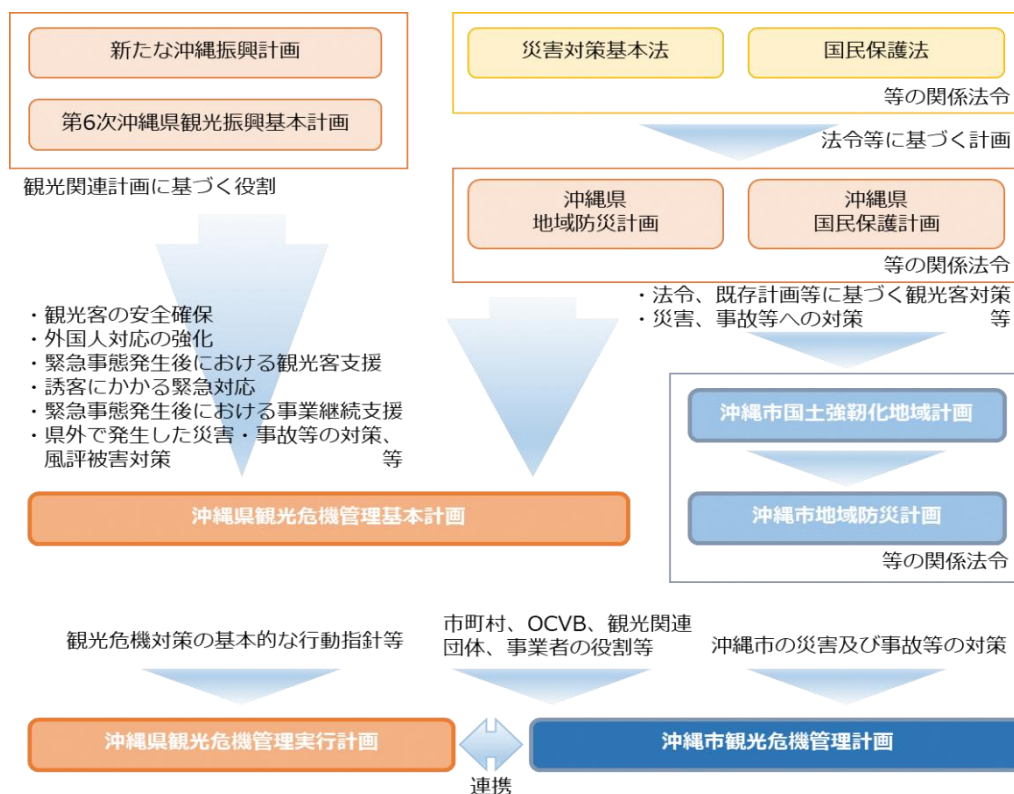
また、「沖縄市地域防災計画」、「沖縄市新型インフルエンザ対策行動計画」といった市の関連計画や「沖縄県地域防災計画」「沖縄県国民保護計画」、「沖縄県感染症予防計画」「沖縄県新型インフルエンザ対策行動計画」などの県の関連計画等で定める対策等について、観光分野の役割を整理し、観光危機発生時において、観光客の特徴を踏まえた安全確保や避難行動、観光産業の早期回復・事業継続支援等の基本的な取り組みを示すものである。

観光危機管理対策について、関連計画で定められている場合はその関連計画に基づいて観光分野に係る対応を行うものとし、関連計画で定められていない場合は本計画に基づいて対応を行うものとする。

なお、本計画は社会情勢の変化や沖縄県が策定する沖縄県観光危機管理基本計画の改定状況などを踏まえ、5年を目安として見直しを行うものとする。

(3) 本計画の位置づけ

観光危機管理対策となる本計画と関連計画の関係は以下のとおりである。上位計画（地域防災計画、国民保護計画等）や関連計画との整合・連携を図りながら実行可能な計画とする。



(4) 「観光危機」及び「観光危機管理」の定義

①「観光危機」の定義

観光危機とは、沖縄県内又は外国を含む県外で発生した自然災害や感染症、航空機・船舶事故などの災害・事故・事件等により、観光客や観光産業に甚大な被害をもたらし、その発生から対応までを限られた時間と不確実な状況の下で意思決定をしなければならない状況や事象をいう。

②「観光危機管理」の定義

観光危機管理とは、観光客や観光産業に甚大な被害をもたらす観光危機を予め想定し、被害を最小化するための減災対策、危機に備えた計画やマニュアルの策定、定期的な訓練の実施、観光危機発生時における観光客への情報発信、避難誘導・安全確保、帰宅困難者対策等の迅速な対応、観光危機発生後の風評被害対策、観光産業の早期復興・事業継続支援等を組織的かつ計画的に行うことをいう。

③観光危機管理の対象と概況

本計画における対象は以下のとおり。

- ・ 観光客
- ・ 観光関連事業者

「観光客」、「観光関連事業者」の本計画における定義は以下のとおりとする。

「観光客」

観光を目的とした来訪者だけでなく、余暇、ビジネス、その他の目的のため、日常生活圏を離れて滞在する土地勘がない人々。また、市外から上記目的で訪れた県民も含む。

「観光関連事業者」

観光客の移動・滞在・観光活動等に関わるサービスを提供する事業者。旅行業者、航空会社、旅客船事業者、アクティビティ事業者、バス事業者、レンタカー事業者、宿泊事業者、ハイヤー・タクシー事業者、MICE 関連事業者、リゾートウェディング事業者、飲食店、土産品店、文化施設、テーマパーク等をいう。

(5) 沖縄市観光の危機管理の必要性

地域防災計画は、災害に強く安心して住めるまちを創ることを目的とされているため、地域住民の安全確保を第一とした計画となっており、観光客への具体的な配慮が不十分である。

そのため、地域住民と観光客（外国人、障がい者含む）の違いを理解し、以下に示す観点から観光客の特性に合わせた計画の策定が必要である。

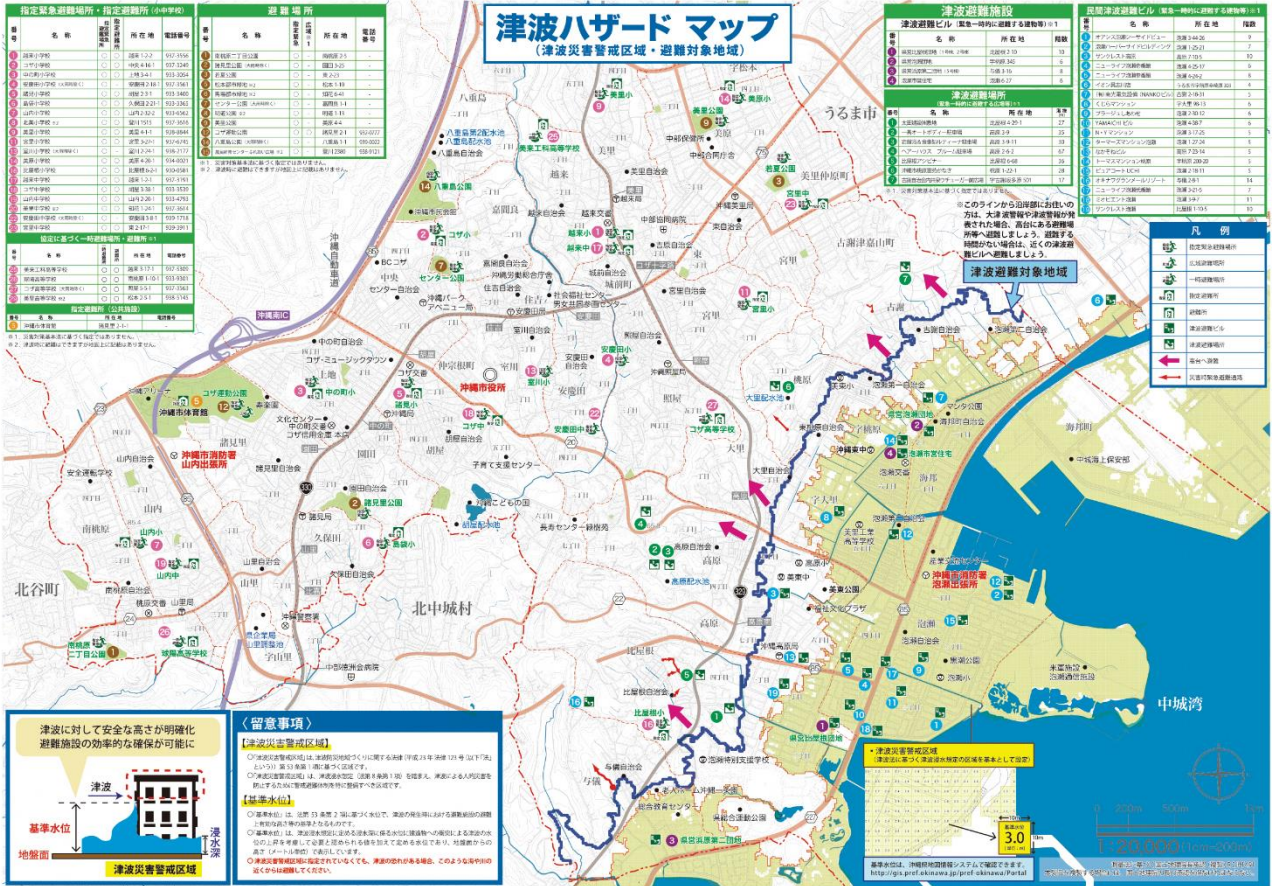
さらには、地域防災計画以外にも沖縄県観光危機管理基本計画など、関連する計画も踏まえながら、災害時等において取り組むことが必要である。

- ① 観光客は土地に馴染みがなく、危機が発生した際にどう行動をとってよいかわからない。
- ② 地域防災計画などの既存計画は住民への対応が主であり、観光客への対応を示す必要がある。
- ③ 外国人観光客などへのコミュニケーションが難しく、危機発生時の対応方法（留意点）がわからない。
- ④ 観光客は交通情報を確認して早期に安全に帰宅させる必要がある。
- ⑤ 観光に与える危機は自然災害だけではない。
- ⑥ 観光危機が発生した際に、早期から観光復興への対応が必要である。
- ⑦ 観光危機発生時の観光客への対応が沖縄市観光、沖縄観光のイメージとなる。

(6) 沖縄市における災害の危険性

1) 津波浸水の想定

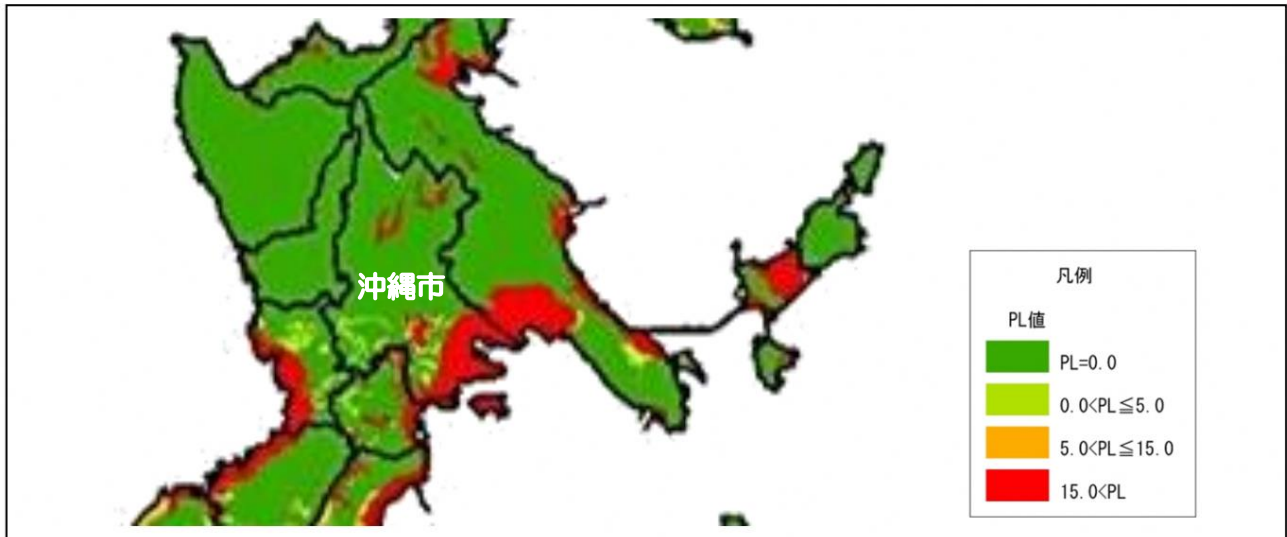
沖縄市地域防災計画では、以下に示すように、市の沿岸部において津波浸水が想定されている。津波浸水範囲に位置する観光関連施設では、津波発生時の対策を事前に計画することが必要である。



出典：沖縄市防災マップ

2) 液状化の想定

市内において液状化の危険がある箇所は沿岸に多く分布し、内陸部は液状化の危険度が低くなっている。液状化の危険がある箇所に位置する観光関連施設では、液状化発生時の対応について事前に計画することが必要である。



石川－具志川断層系地震の液状化危険度(PL 値)分布

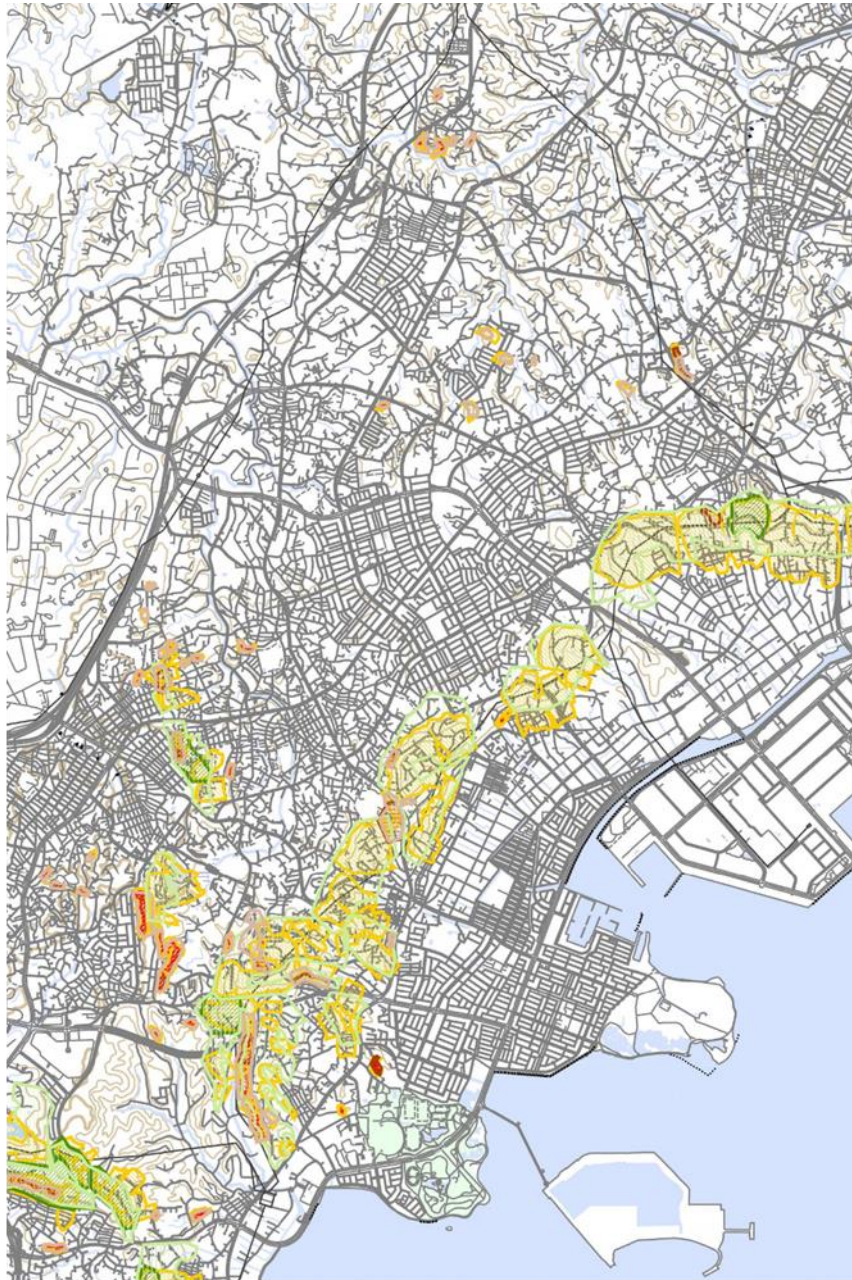
< PL 値に伴う液状化の危険度 >

PL 値	危険度
$R_L=0$	液状化の危険度はかなり低い
$0 < R_L \leq 5$	液状化の危険度は低い
$5 < R_L \leq 15$	液状化の危険度が高い
$15 < R_L$	液状化の危険度が極めて高い

出典：平成 25 年度沖縄県地震被害想定調査・液状化危険度部分分布図

3) 土砂災害の想定

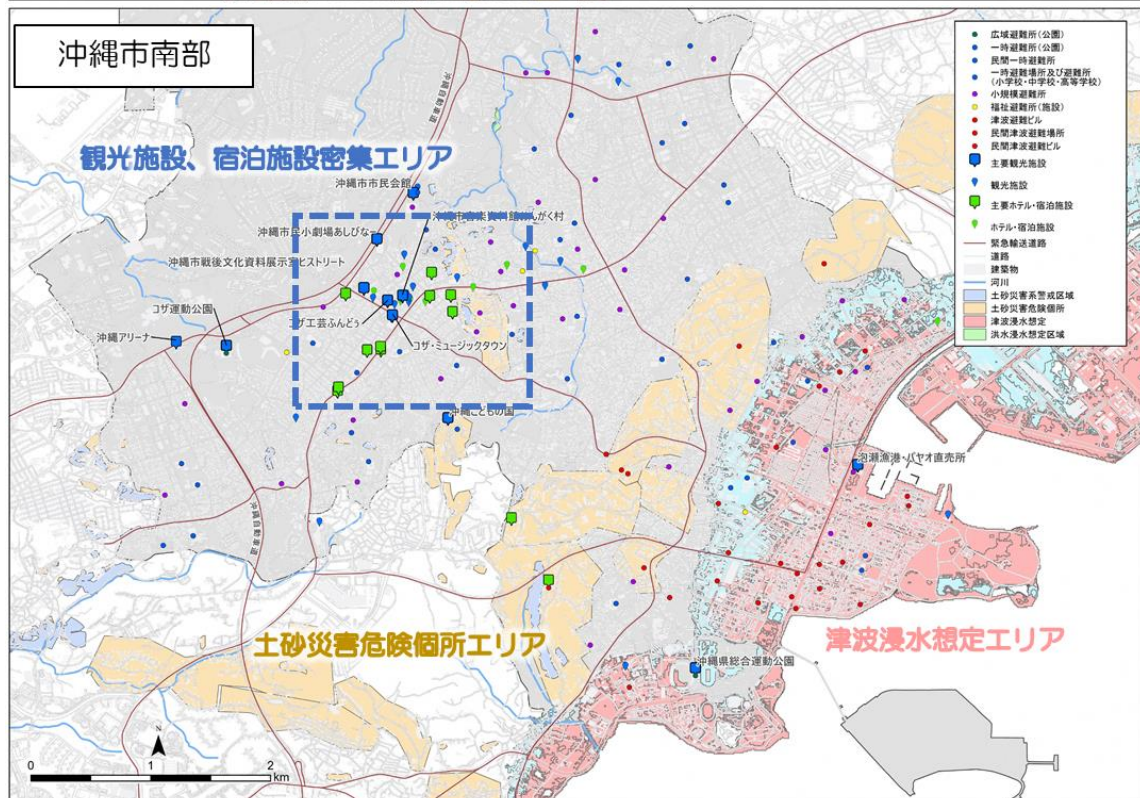
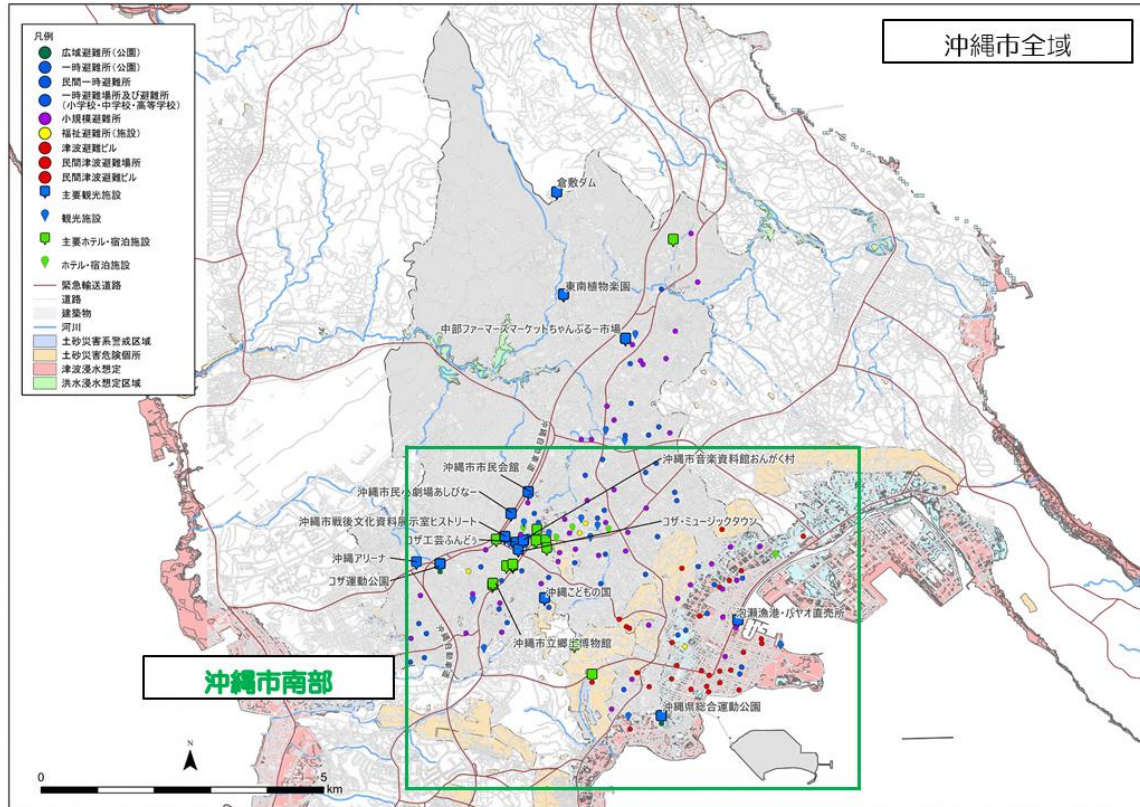
市内の土砂災害危険区域は主に急な斜面を有している地区に多く分布しており、地震や大雨の際、危険区域に位置する観光関連施設は注意することが必要である。



参考：沖縄県土砂災害マップ

4) 想定される災害の範囲と観光施設の位置関係

沿岸部は津波浸水想定（地震・津波）、内陸部は土砂災害危険箇所（地震・風水害）が南北に縦断して設定されている。観光施設や宿泊施設は、市南部に集中して立地しており、津波浸水想定や土砂災害危険箇所とも近接している。



(7) 沖縄市における災害の危険性

本計画において想定する観光危機は、本市の観光に直接的・間接的（風評被害を含む）に影響を与えると考えられる災害・危機として、以下に示す5つの観光危機の種別（自然災害・危機、人為災害・危機、健康危機、環境危機、市外で発生した災害・危機）と種別ごとの災害等の分類を想定する。

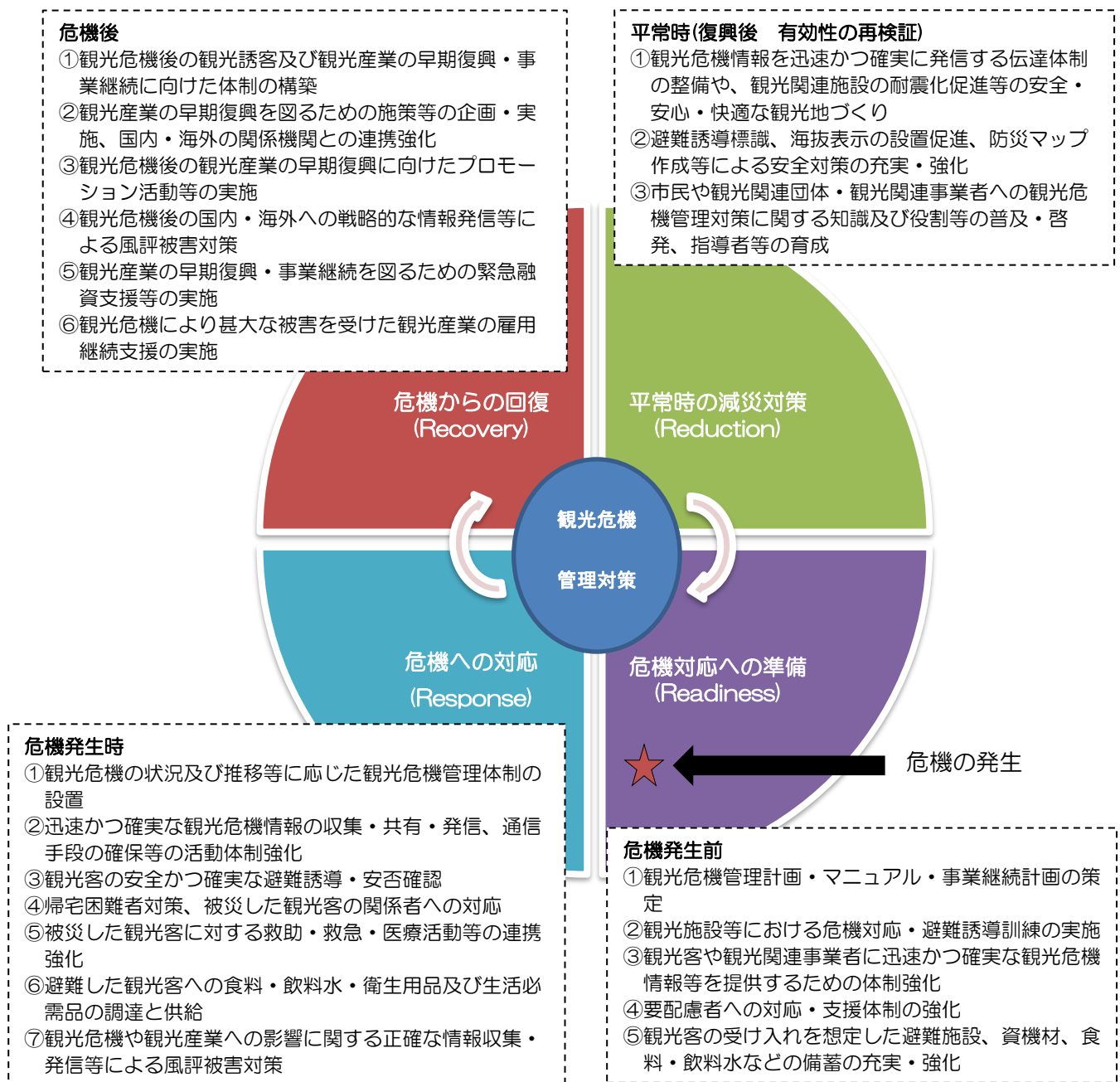
想定する観光危機	災害等の分類
①自然災害・危機	地震、津波、台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害（竜巻を含む）等
②人為災害・危機	ホテル等の大規模火災、大規模交通・鉄軌道・航空機・船舶事故、大規模停電、広範囲な通信障害、原子力災害（原子力艦等）、不発弾、武力攻撃、テロ、ハイジャック、凶悪犯罪など、人為的な要因で起こる災害・危機、また、SNS・報道等などによる風評被害等
③健康危機	<p>新型コロナウイルスや新型インフルエンザ等の感染症、大規模食中毒、有毒生物（感染症を媒介する蚊、ヒアリ等の強毒性の外来種）の異常発生等</p> <p>なお、一般に「健康危機」とは、生命及び健康に広範かつ重大な危害が生じ、または生じる恐れがある緊急の事態を想定し、上記のほか、薬物劇物中毒や薬害、NBC災害（N:核物質、B:生物剤、C:化学剤によるテロ）を含む。ただし、本計画では、テロは②人為災害・危機、化学物質の流出事故による中毒等の災害は④環境危機に含むものとし、薬害は対象としない。</p>
④環境危機	大気汚染、海洋汚染（タンカー油流出事故）、大量の海岸漂着物、化学物質の流出等を含む環境汚染物質流出等
⑤市外で発生した災害・危機	市外で発生した①から④の災害・危機で沖縄観光に影響を与える観光危機、主要市場における急激な経済変動、主要市場発着航空便の長期にわたる運航休止・減便、他国との外交摩擦、紛争等

(8) 沖縄市危機管理の基本方針

観光危機管理対策には、時間の経過とともに「平常時の減災対策（Reduction）」、「危機対応への準備（Readiness）」、「危機への対応（Response）」、「危機からの回復（Recovery）」の4段階（4R）があり、それぞれの段階において、沖縄市や観光関連団体・観光関連事業者及び市民が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

各段階における基本方針は、以下のとおりである。

観光危機管理対策(4R)のイメージ



2. 沖縄市観光危機管理体制

(1) 沖縄市の体制

市の体制として、「沖縄市地域防災計画」や「新型インフルエンザ等対策行動計画」などの関連計画により災害対策本部等が設置された場合は、当該計画に基づく体制内における経済文化部の役割として、観光危機管理に係る対応を行う。

一方、市外で発生した観光危機や風評被害など、関連計画による災害対策本部等が設置されていない場合は、本計画で定めるところの体制とする。

同様に自然災害等の対応が収束した後に既存計画による体制が解除され、観光産業にとっての回復の段階となった場合も、本計画で定めるところの体制とする。

<市の観光危機管理体制>

観光危機管理体制		主な取組み
初動体制	観光危機の状況及び推移等によっては、観光客及び観光産業に甚大な被害をもたらす可能性がある場合に設置する。	<ul style="list-style-type: none"> 観光危機の状況及び推移等の監視 観光危機情報の収集、分析及び共有 等
警戒体制	観光客の生命、身体に相当程度の被害が生じ、若しくは生じる恐れのある場合、又は、観光産業の事業継続に相当程度の支障が生じ、若しくは生じる恐れがあり、その危機の程度が対策本部を設置するに至らない場合に設置する。	<ul style="list-style-type: none"> 観光客及び観光産業の被害状況の収集・分析・共有の実施 状況に応じた観光客への情報発信、避難誘導・安全対策、帰宅困難者対策の実施 マスコミなどメディアを活用した正確な情報発信 観光産業の早期復興・事業継続支援の実施 等
対策本部	観光危機の確度が高まり、観光客の生命、身体に重大な被害が生じ、若しくは生じる恐れのある場合、又は、観光産業の事業継続に重大な支障が生じ、若しくは生じる恐れのある場合に設置する。	<ul style="list-style-type: none"> 危機対応方針の策定及び共有 状況に応じて協力・支援依頼の実施 観光客及び観光産業の被害情報の収集・分析・共有の実施 観光客への情報発信、避難誘導・安全確保、帰宅困難者対策の実施 マスコミなどメディアを活用した正確な情報発信 観光産業の早期復興・事業継続支援の実施 等

(2) 観光関連団体・観光事業者の体制

市内の観光関連団体・観光関連事業者は、日頃から観光危機への意識を持ち、観光危機に対応できる体制を構築するとともに、平常時においても、経済文化部をはじめとする担当部署や観光関連団体・観光関連事業者と連携して、観光危機管理情報伝達体制などの整備を促進する。観光危機が発生した場合には、市に設置される災害対策本部等（関連計画に基づく災害対策本部及び観光危機管理に関する災害対策本部）と連携可能な連絡体制を構築する。

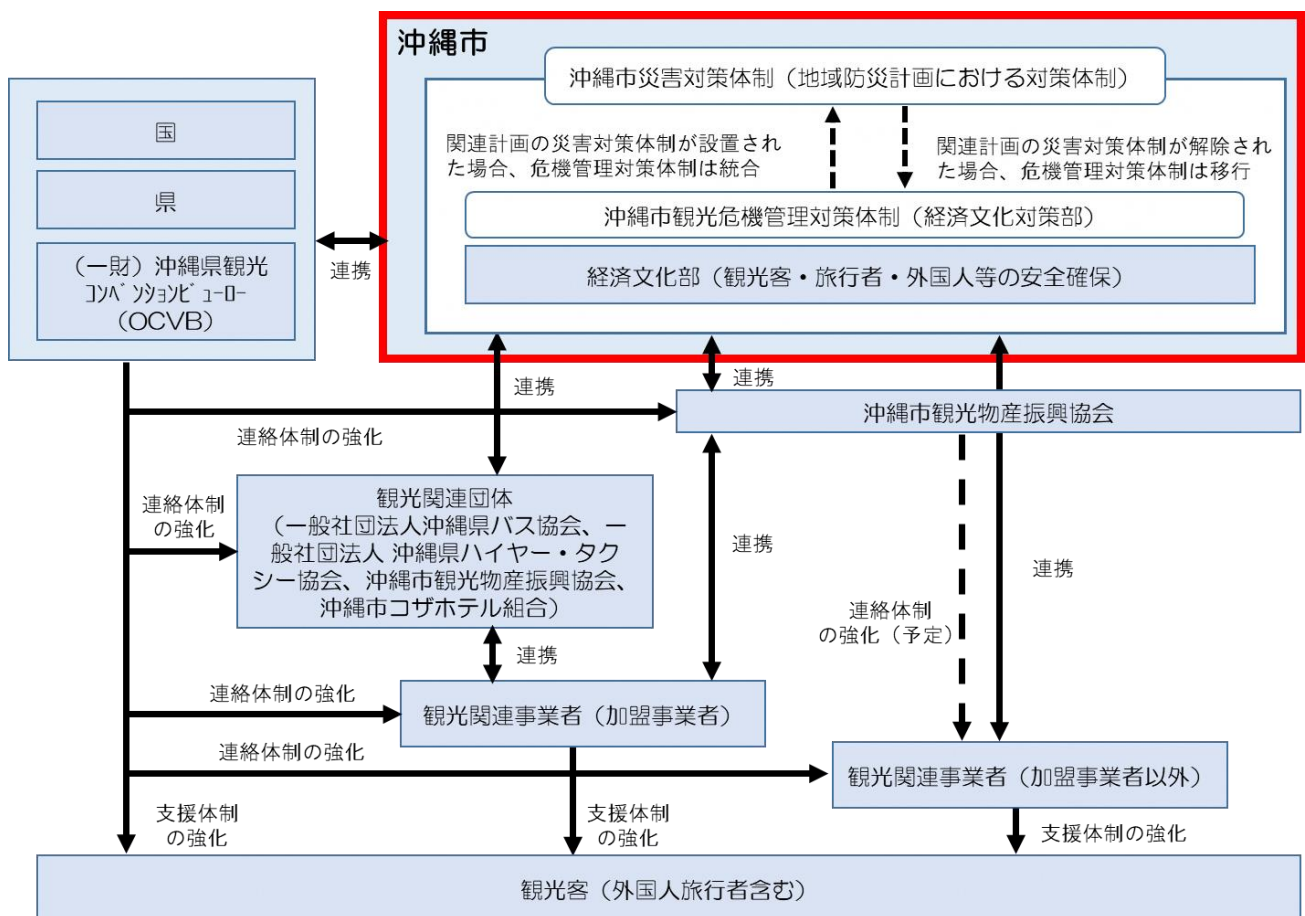
(3) 国・県及び他の市町村との体制

観光危機管理においては、各種情報の収集や救助及び帰宅困難者への対応など、様々な状況において、国・県及び近隣市町村との連携が必要となる。

平常時より、関連する機関との連絡体制を確保し、観光危機発生時には円滑に連携が取れるように努める。

(4) 観光危機管理体制のイメージ

市における観光危機管理体制は、既存計画による本部設置状況等により変化する。また、将来的には以下のように経済文化部に情報を集約し、連絡体制等の構築を目指す。



3. 平常時の減災対策 (Reduction)

観光客や観光産業に甚大な被害をもたらす観光危機を予め想定し、観光危機による影響を低減するため、危機に強い魅力ある安全・安心・快適な観光地づくりや、避難誘導標識等の安全対策の充実・強化、観光危機管理知識等の普及・啓発などの施策を推進する。

- ① 観光危機情報の伝達体制の整備や、観光関連施設の安全・安心・快適な観光地づくり
- ② 避難誘導標識、海拔表示、防災マップの設置促進等による安全対策の充実・強化
- ③ 観光危機管理対策に関する知識及び役割等の普及・啓発、指導者等の育成

4. 危機対応への準備 (Readiness)

観光危機発生時における対策等を予め検討し、観光関連団体及び観光関連事業者による観光危機管理計画やマニュアル策定の促進、危機対応・避難誘導訓練の実施、要配慮者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児連れ、妊婦など配慮が必要な観光客）への支援体制の強化等の施策を推進する。

- ① 観光危機管理計画・マニュアル・事業継続計画等の策定
- ② 観光施設等における危機対応・避難誘導訓練の実施
- ③ 観光客や観光関連事業者に迅速かつ確実な観光危機情報等を提供するための体制強化
- ④ 要配慮者への対応・支援体制の強化
- ⑤ 観光客の受け入れを想定した避難施設、資機材、食料・飲料水などの備蓄の充実・強化

5. 危機への対応 (Response)

観光危機発生時に、観光客や観光産業への被害や影響を低減するための観光危機管理体制の設置、関係機関と連携した情報収集・発信体制の強化、観光客の安全かつ確実な避難誘導・安否確認、帰宅困難者対策、救助・救急・医療活動、備蓄、風評被害対策等の施策を推進する。

- ① 観光危機の状況及び推移等に応じた観光危機管理体制の設置
- ② 迅速かつ確実な観光危機情報の収集・共有・発信、通信手段の確保等の活動体制強化
- ③ 観光客の安全かつ確実な避難誘導・安否確認
- ④ 帰宅困難者対策、被災した観光客の関係者への対応
- ⑤ 被災した観光客に対する救助・救急・医療活動等の連携強化
- ⑥ 避難した観光客への食料・飲料水・衛生用品及び生活必需品の調達と供給
- ⑦ 観光危機や観光産業への影響に関する正確な情報収集・発信等による風評被害対策

6. 危機からの回復（Recovery）

観光危機後の市内観光産業の早期復興・事業継続支援体制の設置、観光客の誘致に向けたプロモーション活動等や、風評被害対策、融資・雇用継続支援等の施策を推進する。

- ① 観光危機後の観光誘客及び観光産業の早期復興・事業継続に向けた体制の設置
- ② 観光産業の早期復興を図るための施策等の企画・実施、関係機関との連携強化
- ③ 観光危機後の観光産業の早期復興に向けたプロモーション活動等の実施
- ④ 観光危機後の国内・海外への戦略的な情報発信等による風評被害対策
- ⑤ 観光産業の早期復興・事業継続を図るための緊急融資支援等の実施
- ⑥ 観光危機により甚大な被害を受けた観光産業の雇用継続支援の実施

沖縄市観光危機管理計画

令和4年3月

沖縄市 経済文化部 観光スポーツ振興課